

国家公務員（非常勤職員）等の休暇等

参考資料4

令和7年4月1日現在

国家公務員（非常勤職員）

地方公務員に適用される休暇等に係る労働基準法等の規定

		非常勤職員	有給 無給	根拠規定		
年次休暇		10日以内（6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与）	有	人規15-15第3条	年次有給休暇	
年次休暇以外の休暇	公民権行使	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第1号	公民権行使	必要な期間 労基法第7条
	官公署出頭	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第2号	官公署出頭	必要な期間 労基法第7条
	現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間	有	人規15-15第4条第1項第3号		
	出勤困難	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第4号		
	退勤途上	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第5号		
	忌引	親族別日数（遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数）以内	有	人規15-15第4条第1項第6号		
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間	有	人規15-15第4条第1項第7号		
	夏季	7月～9月（業務繁忙等の場合は6月～10月）の間で連続3日の範囲内の期間（勤務時間が割り振られていない日を除く）	有	人規15-15第4条第1項第8号		
	不妊治療	5日以内 （体外受精、顕微授精に係るものである場合は10日以内）	有	人規15-15第4条第1項第9号		
	産前	6週間（多胎妊娠は14週間） 予定日以後出産の日までの期間を含む	有	人規15-15第4条第1項第10号	産前	6週間（多胎妊娠は14週間）以内 予定日以後出産の日までの期間を含む。 労基法第65条第1項
	産後	8週間	有	人規15-15第4条第1項第11号	産後	8週間 労基法第65条第2項
	配偶者出産	妻の出産に係る入院から出産後2週間において2日以内	有	人規15-15第4条第1項第12号		
	育児参加休暇	妻の出産予定日6週間前から出産後1年において5日以内	有	人規15-15第4条第1項第13号		
	私傷病	勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間（1年度）	有	人規15-15第4条第1項第14号		
	保育時間	1日2回各30分以内 生後1年に達しない子の保育	無	人規15-15第4条第2項第1号	育児時間	1日2回各々少なくとも30分 生後1年に達しない子の保育 労基法第67条
	子の看護等 （小学校3年生まで）	5日以内（1年度） （子が2人以上の場合には10日）	無	人規15-15第4条第2項第2号	子の看護等 （小学校3年生まで）	5日以内（1年） （子が2人以上の場合には10日） 育児・介護休業法第61条の2第6項
	短期介護	5日以内（1年度） （要介護者が2人以上の場合には10日）	無	人規15-15第4条第2項第3号	介護休暇	5日以内（1年） （要介護者が2人以上の場合には10日） 育児・介護休業法第61条の2第10項
	介護休暇	通算93日以内 （3回まで分割可）	無	人規15-15第4条第2項第4号	介護休業	通算93日以内 （3回まで分割可） 育児・介護休業法第61条の2第3項
	介護時間	連続する3年以内 （1日2時間まで）	無	人規15-15第4条第2項第5号	介護時間	連続する3年以内 （1日2時間まで） 育児・介護休業法第61条の2第20項
主な職務専念義務免除	生理日の就業困難	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第6号	生理日の就業困難	生理日（就業が著しく困難な場合） 労基法第68条
	妊娠疾病	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第7号	妊娠等による障害	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置 男女雇用機会均等法第13条
	公務上の傷病	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第8号		
	骨髄等ドナー	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第9号		
	妊産婦の健康診査及び保健指導	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間（回数制限あり）	有	人規10-7第5条	妊産婦の健康診査及び保健指導	母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間 男女雇用機会均等法第12条
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間	有	人規10-7第6条第2項	妊産婦の休息・補食	保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置 男女雇用機会均等法第13条
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間	有	人規10-7第7条	妊娠中の通勤緩和	男女雇用機会均等法第13条
	人間ドックの受診	原則1日の範囲内で必要と認められる時間（1週間当たりの勤務時間が常勤職員の2分の1以上で6月以上の継続勤務をしている場合が対象）	有	人規10-4第20条第2項及び第21条の2		

勤務日数別 休暇等取得可能日数等の例

令和7年4月1日現在

一週間の勤務日の日数		5日以上(※1)	4日(※1)	3日	2日	1日
一年間の勤務日の日数		217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日
年次休暇 付与日数						
雇 用 の 日 か ら 起 算 し た 継 続 勤 務 期 間 (※2)	6月	10日	7日	5日	3日	1日
	1年6月	11日	8日	6日	4日	2日
	2年6月	12日	9日	6日	4日	2日
	3年6月	14日	10日	8日	5日	2日
	4年6月	16日	12日	9日	6日	3日
	5年6月	18日	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	20日	15日	11日	7日	3日
年 次 休 暇 以 外 の 休 暇	私傷病(※3)	10日	7日	5日	3日	1日
	夏季(※3)	7月～9月(業務繁忙等の場合は6月～10月)の間で原則として連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く)				
	妊娠疾病	必要と認められる期間				
	生理日の就業困難	必要と認められる期間				
	公務上の傷病	必要と認められる期間				
	公民権行使	必要と認められる期間				
	官公署出頭	必要と認められる期間				
	骨髄等ドナー	必要と認められる期間				
	産前	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の者が出産の日まで申し出た期間				
	産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間				
	不妊治療	5日以内(体外受精、顕微授精に係るものである場合は10日以内) 【6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可	
	配偶者出産	妻の出産に係る入院から出産後2週間において2日以内 【6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可	
	育児参加休暇	妻の出産予定日6週間前から出産後1年において5日以内 【6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者が取得可能】			取得不可	
	保育時間	1日2回各30分以内 【生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う者が取得可能】				
	子の看護等 (小学校3年生まで)	5日(子が2人以上の場合には10日)以内※4 【6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものが取得可能】			取得不可	
	短期介護	5日(要介護者が2人以上の場合には10日)以内※4 【6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものが取得可能】			取得不可	
	忌引	配偶者、父母 連続7日 等常勤職員の例による				
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間				
	現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間				
	出勤困難	必要と認められる期間				
	退勤途上	必要と認められる期間				
	介護休暇	通算93日以内 【指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないものが取得可能】			取得不可	
	介護時間	連続3年以内 【1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日があるものが取得可能】			取得不可	
主 な 職 務 専 念 義 務 免 除	妊産婦の健康診査及び保健指導	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間(回数制限あり)				
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間				
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間				
	人間ドックの受診	原則1日の範囲内で必要と認められる時間 (1週間当たりの勤務時間が常勤職員の2分の1以上で6月以上の継続勤務をしている場合が対象)				

休暇の内容については、国の非常勤職員の例による。

※1 1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものは、「5日以上」の列が適用される。

※2 勤務形態等に応じ、人事院規則15－15第3条及び運用通知第3条関係に基づき算定された日数を付与

※3 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員が対象
(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下の職員は除く)

※4 勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間の5倍
(子・要介護者が2人以上の場合にあっては10倍)の時間